

条例骨子と前回出たご意見

(ア) 条例骨子

(前文)	・手話は、ろう者の間で大切に引き継がれ発展してきたが、一時は学校教育の中で事実上禁じられるなどの苦難の歴史を経て、国連で採択された障害者権利条約や障害者基本法で言語と認められた。我々は、その事実を正しく認識するとともに、手話を利用し、学ぶなどの権利を保障し、普及促進に努めていく必要がある。 ・言語とは、事実や思いを表現し伝え、人同士がコミュニケーションをとるためのものである。障害のある人へのコミュニケーション支援については、手話、点字、要約筆記、触手話など、様々な支援が整いつつあるが、十分に普及しているとはいいがたく、障害のある人は不安や困難を抱えている。障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されるなど、情報技術の発展とともに、より一層の施策の充実が求められる。 ・また、情報技術の発展は、例えばタッチパネルの普及は視覚障害者には逆に不便となるなど、障害のある人にとって必ずしも利便性の向上につながるものだけでないことも重要。 ・ここに、本市として、手話の理解や普及促進、将来への継承とともに、障害のある人のコミュニケーションのあらゆる手段の確保、発展により、障害のある人もない人も互いに理解し合い、助け合う地域共生社会の構築を目指すため条例を制定する。
目的	手話の理解、普及を促進するとともに、障害のある人が、情報を十分に取得、理解、利用し円滑にコミュニケーションを図るため、基本理念を定めるほか、市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、計画的に施策を推進する。
用語の定義	・障害者 ・ろう者 ・盲ろう者 ・コミュニケーション ・コミュニケーション手段（手話、点字、要約筆記、触手話、代筆・代読、平易な表現、情報技術を用いた装置、等）

	・コミュニケーション支援者（手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向け通訳・介助者等）
基本理念	・手話は独自の体系を持つ言語であり、利用する権利を尊重し、将来に向かって引き継ぐこと ・障害特性に対応した手法による情報提供により、障害のある人が情報を十分に理解し、必要な情報を選択し意思決定できること ・障害特性に対応した手法による情報発信を保障し、自身の意思を表明できること
市の責務	基本理念に基づき、手話の理解、普及の促進及び、コミュニケーション支援に係る施策を総合的、計画的に推進
市民の役割	手話に係る理解を深め、障害のある人の情報取得、利用の重要性を認識し、市の施策に協力するとともに、地域で身近な支援に取り組む
事業者等の役割	手話に係る理解を深め、障害のある人の情報取得、利用の重要性を認識し、障害のある人に対し合理的配慮をするほか、市の施策に協力する。
施策の推進	・手話の言語としての理解、普及促進、次世代への継承 ・障害の有無やその程度にかかわらず情報を取得、理解するとともに、自分の意思を自由に発信できる環境の整備 ・コミュニケーション支援者の育成
その他	・財政措置 ・当事者の意見聴取 ・公共施設での啓発 ・学ぶ機会の提供 ・通訳の設置、派遣 ・障害特性に配慮した情報技術の活用 ・災害時の情報保障

(イ)前回出たご意見

(1)「手話は言語である」ことの明記

- ・手話は、音声言語とは違い、目で見える言葉である。文字とは音声言語を視覚化したものであるため、生まれつき耳が聴こえないろう者の中には、文字が読めない方もいる。こうした方々にとって手話は、社会参加のために欠かせない意思疎通手段である。本来であれば、「手話は言語である」ことを定めた手話言語条例と、情報コミュニケーション条例は別であったほうがよいと思うが、一つにまとめる場合、「手話は言語である」ということを取り入れていただきたい。

(2) 幅広いコミュニケーション手段の保障について

- ・令和6年4月から障害者差別解消法改正法が施行され、民間事業者による合理的配慮の提供が義務付けられた。聴覚障害者が病院や行政の窓口で手続きをする際、筆談対応を求めると対応してもらえる。しかしながら、民間企業ではまだ浸透していない。例えば難聴者が職場で仕事を教えてもらう際に、詳細を理解するためには筆談が必要だが、理解されづらいという課題がある。筆談という言葉が条例に位置付けることによって、理解普及につなげていただきたい。
- ・筆談支援に関しては、「筆談してください」と書いてある「耳マーク」があり、病院等でこれを出して書いていただいている。多くの医療機関でも「筆談が必要な方は、お申し付けください。」というプレートを作って掲示しており、実際障害者の方と筆談での診察も行われている。
- ・盲ろう者の中には、生まれつき視覚及び聴覚に障害がある方だけでなく、後から障害状態となった方もおり、またその障害の程度も様々である。そのため、掌に文字を書いて読み取る方法や、指点字、または耳元で大きな声で話すなど、その人に合った様々なコミュニケーション手段が必要となる。

(3) 施策について

- ・手話通訳者及び要約筆記者の養成・派遣については、全国的に制度化されている一方、視覚障害者への代筆代読支援については、ボランティアによる支援に留まっており、制度化している自治体はほとんどない。視覚障害者が、仕事や資産などに関わる重要な契約を行う際などにも欠かせない代筆代読支援だが、ボランティアでは不十分な場合がある。ぜひ、代筆代読支援を制度化してもらいたい。
- ・学校教育の段階で、子どもたちに手話をはじめとした「障害のある人の情報取得、利用の重要性」を学ぶ機会を設けることは非常に重要である。実際に障害のある方から話を聴くなど、具体的な教育につなげてほしい。